

号外!

News Letter

みんなの まちづくり

2003.9.3

発行 明姫幹線南地区まちづくり協議会
事務局 高砂市役所都市整備部計画課

まちづくり協定 締結!!

8月10日(日曜日)午前10時から竜山
中学校において臨時総会が開かれ、「明
姫幹線南地区まちづくり協定」が締結さ
れました。



田村市長と生嶋市議会議
長も出席され、市長は「協
定の締結は高砂市始まって
以来のことで大変意義深い
ことであるが、これは一つ
の通過点であり、今後目標
を達成していくためには住
民と行政で役割を分担し協



力しあうことが重要である。その際市としてもできる限りの
支援を行っていききたい」と述べられました。生嶋議長は「絵
に描いた餅にならないよう一人ひとりが協力し、協定に基づ
いたまちづくりを進めていって欲しい。議会では使命として
条例の制定を進めていききたい」と述べられました。

協定締結後、竜山中学校の正面玄関横でヤマボウシの記念
植樹が行われました。

役員に熊田さん、追加承認!!

B地区の役員に姫路市在住の熊田勝治氏が応募され、承認
されました。

募金 12,725 円集まる

協議会の活動費はこれまで市・県からの補助金で賄われて
いましたが、次年度からは補助がなくなる恐れがあるため、
総会出席者に募金をお願いしたところ、総額 12,725 円が集まりました。皆様のご厚情に心よ
り感謝致し、大切にに使わせていただきます。なお今後広告募集等も行って、協議会の活動資金
を蓄えたいと思います。詳細は裏面をご覧ください。

市街化調整区域 乱開発に歯止め 高砂市、地権者と協定

明姫幹線南地区 休耕地緑化推進など

高砂市中心部の市街化調整区域の利用に一定のルールを設ける「明姫幹線南地区まちづくり協定」が十日、地権者らでつくる同地区まちづくり協議会と同市との間で結ばれた。法的拘束力はないが、地権者らの意識を高め乱開発に歯止めをかけるのが狙い。「休耕地の緑化に努める」など、定めたユニークな内容になっている。



左からなる区域は、明姫幹線南地区に指定された調整区域(国道200号)と市街化調整区域の約百

まちづくり協定に調印した高谷副市長(右)と田村市長。共に記念植樹も行われた。高砂市市長、電山中学校。

現在、市街化が抑制される「市街化調整区域」に指定されており、住宅や農地、畜産施設など混在している。地権者は約七百人。同区域の将来のあり方を考えるため、地権者らは二〇〇一年、「明姫幹線南地区まちづくり協議会」(栗田一朗会長)を設立。「市街化区域」への変更も視野に入れている。

ら検討を重ねてきた。総額約一億五千万円を想定し、法的に協定決定できずとも、地権者間、市などとの合意形成に重点を置く。

内、内容修正を行ってきただけという。

協定では、区域を「沿道商業集積」「田圃利用」「緑の道」の四ゾーンに分け、建築できる高さや用途に大まかな基準を設けた。そのほか、道路に面する畑は原則として生け垣とする▽青少年の健全育成に支障のある施設には利用しない▽

電山中学校で行われた。同協議会の高谷副市長は「この協定により、緑地が失われずに住みやすいまちづくりを目指したい」とあいさつ。田村市長は「まちづくりは

「市街化調整区域」は今、行政主導から住民主導へと変わってきた。協定の今後の運営に期待したい」などと語った。

今後の活動について

- 以下のような取り組みを予定していますのでご協力ください。
- ・まちづくり協定の看板設置
 - ・モデル地区の具体計画の検討
 - ・協定の運用のための体制づくりやイベントの開催 など

まちづくりだよりへの広告掲載について

協議会活動の資金を得るため、約4cm×8cmの広告、一口一回5千円で募集します。(一号で約720部配布しています。)

協議会の会員の皆様はもちろん、お知り合いの企業・店舗等にもお声をかけて協力していただけるようよろしくお願いいたします。原稿は事務局まで郵送かメールでお願いします。

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

発行：明姫幹線南地区まちづくり協議会
 事務局：高砂市都市整備部計画課 TEL：0794-43-9033
 FAX：0794-43-9091
 e-mail：tact3810@city.takasago.hyogo.jp